

## ドコモ AI エージェント API 利用規約

### 第1章 総則

#### (本規約の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が提供するドコモ AI エージェント API(以下「本サービス」といい、その内容等は第4条に定めるとおりとします)は、このドコモ AI エージェント API 利用規約(以下「本規約」といいます)に基づき提供されます。なお、本規約に同意されない場合、本サービスの利用を申し込むことはできません。

#### (用語の定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「利用サービス」  
本契約者が、本サービスを利用して、サービス利用者に対して提供するサービス、アプリケーション等をいいます。
- (2) 「サービス利用者」  
利用サービスの提供を受ける者をいいます。
- (3) 「基本利用契約」  
本サービスの提供を受けるために必要となる本規約に基づく契約をいいます。
- (4) 「オプション利用契約」  
本サービスにより提供される機能のうち、基本利用契約を締結した本契約者がオプション機能として定められるものの提供を受けるために必要となる本規約に基づく契約をいいます。
- (5) 「サポートプラン利用契約」  
本サービスにより提供されるサービスのうち、基本利用契約を締結した本契約者がサポートプランとして定められるものの提供を受けるために必要となる本規約に基づく契約をいいます。
- (6) 「利用契約」  
基本利用契約、オプション利用契約及びサポートプラン利用契約を総称した契約をいいます。
- (7) 「本契約者」  
ドコモとの間で基本利用契約を締結している者をいいます。
- (8) 「情報配信装置」  
本契約者が本サービスを利用して利用サービスを提供するために設置し、又はドコモが指定する第三者のサービスを利用することで準備する電気通信設備等をいいます。
- (9) 「サービスセンタ」  
ドコモが本サービスを提供するために設置する電子計算機及び電気通信設備等をいいます。
- (10) 「接続マニュアル」  
本サービスの提供にあたり、情報配信装置とサービスセンタ間の情報を送受信するために必要となる、ドコモが別に定める I/F 仕様その他技術仕様及び条件等をいいます。
- (11) 「サービスガイドライン」  
ドコモが別に定める本サービスの提供条件(接続マニュアルを含みます)等の総称をいいます。なお、サービスガイドラインも本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- (12) 「基本機能」  
基本利用契約を締結することにより本契約者が利用できる機能をいいます。
- (13) 「オプション機能」  
オプション利用契約を締結することにより本契約者が利用できる機能をいいます。
- (14) 「サポートプラン」  
サポートプラン利用契約を締結することにより本契約者が利用できるサービスをいいます。
- (15) 「利用者情報」

サービス利用者から情報配信装置に対して送信され、さらに本契約者により情報配信装置からサービスセンタへ送信され、サービスセンタに蓄積される情報をいいます。

- (16) 「コンテンツ」  
本契約者が利用サービスにおいて、サービス利用者に対して提供する各種情報をいいます。
- (17) 「外部情報装置」  
ドコモ以外の事業者が本契約者と別途契約を締結のうえ、本契約者に対して役務を提供するために用いる電気通信設備等であって、本契約者がサービスセンタにより提供される機能を利用して接続し、当該役務の提供者により定められた I/F 仕様によって通信を行うためのものをいいます。
- (18) 「メインエージェント」  
本契約者が、利用契約に基づいて提供される機能を、利用サービスの機能としてサービス利用者へ提供し、又は当該機能を利用してコンテンツを提供する単位をいいます。
- (19) 「エキスパートエージェント」  
本契約者自らが基本利用契約によりドコモから提供される「対話機能」利用機能(第4条に定めます)に基づいて作成した対話シナリオその他の本契約者が提供しているコンテンツを、他の本契約者が提供するメインエージェントにおいて利用させる単位をいいます。
- (20) 「エキスパートエージェント提供者」  
他の本契約者に対してエキスパートエージェントを提供する本契約者をいいます。
- (21) 「管理画面」  
本契約者が基本機能又はオプション機能を利用するにあたって、ドコモ所定の情報を入力又は管理することを目的として、ドコモが別に定める WEB サイトのページをいいます。
- (22) 「デバイス」  
サービス利用者が、利用サービスを利用するために用いる端末をいいます。
- (23) 「UDS(ユーザーダッシュボード)」  
メインエージェントを利用するためのデバイスの管理及びエキスパートエージェント提供者の許諾を得たエキスパートエージェントのうち、サービス利用者が利用するための登録をしたエキスパートエージェントを管理すること等の機能を、本契約者が自己の利用サービスの機能としてサービス利用者に対して提供することができるよう、ドコモが本契約者に提供する所定の WEB サイトのページをいいます。

(本規約の変更)

第3条 ドコモは、予め変更後の本規約の内容を本契約者に通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。なお、本規約の内容が変更された場合は、変更後の本規約が適用されるものとします。

(本サービスの内容等)

第4条 本サービスは、次の各号に掲げる基本機能、オプション機能及びサポートプランを内容とし、その詳細はサービスガイドラインに定めるとおりとします。

- (1) 基本機能
  - ① 「対話機能」利用機能  
サービス利用者の音声による入力、テキストによる入力その他の利用サービスのアプリケーションの画面上の操作等により情報配信装置に対して送信され、情報配信装置からサービスセンタに送信された利用者情報に対し、当該入力に適した結果を利用サービスのアプリケーションの画面上への表示、音声での読み出し等する機能(以下「対話機能」といいます)が利用サービスの機能としてサービス利用者へ提供されるにあたり、本契約者が指定するサービス利用者の入力した内容に対する応対内容などを定めたシナリオ(以下「対話シナリオ」といいます)に基づき応対するために必要な情報を、サービスセンタから情報配信装置に送信する機能。
  - ② 外部コンテンツ連携機能  
本号①の機能において、本契約者が定めた対話シナリオその他の設定に基づき、応対内容の分類を行った結果、外部情報装置に情報を要求する必要がある場合に、当該情報を要求するデータ(以下、「リクエスト」といいます)を外部情報装置に送信し、当該リクエストに基づき外部情報装置から取得した情報(以下「外部コンテンツ」といいます)を基に、ドコモが適当と判断する方法により、その結果を情報配信装置に送信する機能。

- ③ FAQ チャットボット機能  
本契約者が利用サービスの提供のために用意した WEB サイト等において、予め本契約者の作成した対話シナリオ等に基づきサービス利用者から情報配信装置に対して送信された質問内容に対して、インスタントメッセージ等の対話方式により自動応答することを可能とするために必要な情報を、サービスセンタから情報配信装置に送信する機能。
- ④ エキスパートエージェント提供機能  
メインエージェントを提供している他の本契約者に対して、エキスパートエージェント提供者としてエキスパートエージェントを利用することを許諾し、提供する機能。
- ⑤ エキスパートエージェント利用機能  
エキスパートエージェント提供者の許諾を得たうえで、エキスパートエージェントをサービス利用者により利用させる機能。
- ⑥ ログデータ抽出機能  
サービスガイドラインで定める条件に合致する場合に、サービスセンタに送信された利用者情報及びサービスセンタから情報配信装置に送信した情報のログデータ(以下、利用者情報と合わせて「ログデータ」といいます)を抽出する機能。
- ⑦ 利用状態管理機能  
管理画面を利用して、基本機能の利用状況及び課金条件の管理をする機能。
- ⑧ 「デバイス管理機能」提供機能  
UDS を通して、サービス利用者が利用サービスの対象となっているデバイスの管理をすることを可能にする機能。なお、サービス利用者による UDS の利用においては、別途ドコモが定めるdアカウント規約(以下「dアカウント規約」といいます)に基づきドコモがサービス利用者に対して発行した、それぞれ以下に定めるdアカウント(以下、総称して「dアカウント」といいます)が必要となります。  
(ア)ドコモと、ドコモが別に定める FOMA サービス契約約款又は Xi サービス契約約款(以下「契約約款」といいます)に基づく回線契約(以下「対象回線契約」といいます)を締結しているサービス利用者(但し、一部ドコモが指定する料金種別で契約しているサービス利用者を除きます)(以下「ドコモ回線契約者」といいます)の場合:dアカウント規約に基づきドコモが発行したドコモ回線dアカウント(以下「ドコモ回線dアカウント」といいます)のID及びパスワード。  
(イ)ドコモ回線契約者以外のサービス利用者(以下「非ドコモ回線契約者」といいます)の場合:dアカウント規約に基づきドコモが発行したキャリアフリーdアカウント(以下「キャリアフリーdアカウント」といいます)のID及びパスワード。
- ⑨ 「エキスパートエージェント管理機能」提供機能  
UDS を通して、サービス利用者が利用するエキスパートエージェントの管理をすることを可能にする機能。
- ⑩ その他、本号①乃至⑨に付帯する機能
- (2) オプション機能
- ① 個社 UDS 機能  
UDS の提供にあたり、ドコモ所定の箇所についてメインエージェント毎に当該 UDS の仕様を変更したうえでサービス利用者により提供することができる機能。
- ② 音声制御ライブラリ機能  
対話機能において音声による利用サービスの起動及び、音声の読み出しを行う上で、音響エコーや騒音の抑制等を行うことで、読み出しを補助する機能。なお、音声制御ライブラリ機能は、本規約の他、ドコモが別に定める「ドコモ AI エージェント API オプション機能(音声ライブラリ機能) SDK 使用許諾規約」に基づき提供されるものとします。
- (3) サポートプラン
- ① 有償サポート  
サービス仕様や動作について、本契約者から問合せを受け付けるメニュー。
- ② FAQ チャットボット導入サポート  
QA リストやドキュメントを基に、第 1 号③の機能で用いる対話シナリオ等のデータ作成支援・表記ゆれチェック・辞書登録・チューニング等を行うメニュー。
- ③ FAQ チャットボット随時メンテナンス

第1号③の機能における対話精度向上、利用状況の可視化を目的として利用状況レポート作成、データ作成支援・表記ゆれチェック・辞書登録・チューニング等を行うメニュー。

## 第2章 利用契約

### (利用契約の申込み)

- 第5条 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約の内容を承諾した上で、ドコモが別に定めるところに従い、所定の管理画面からの利用申込その他の手続きを行うことにより、利用契約の申込みを行うものとします。
2. 本契約者は、第三者が利用サービスの提供事業者としてサービス利用者に対して当該利用サービスを提供する目的に限り、当該第三者に対して本サービスの利用を再許諾することができるものとします(以下、本項に基づき本契約者から本サービスの利用の再許諾を受ける当該第三者を「再許諾先」といいます)。
  3. 第1項の申込みには、次の各号に掲げる場合に依りてdアカウント規約に基づきドコモが発行した、それぞれ当該各号に定めるdアカウントが必要となります。
    - (1)ドコモ回線契約者の場合:ドコモ回線dアカウントのID及びパスワード。
    - (2)非ドコモ回線契約者の場合:キャリアフリーdアカウントのID及びパスワード。

### (利用契約の申込みの承諾)

- 第6条 ドコモは次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前条の申込を承諾しないことがあります。
- (1) 管理画面からの申込内容に不備若しくは事実と反する内容がある場合、又はそのおそれがある場合。
  - (2) 申込者の情報配信装置が接続マニュアルに定めるサービスセンタとの接続条件を満たさない、又はそのおそれがあるとドコモが判断するとき。
  - (3) 申込者が第11条に定める利用料金その他のドコモに対する債務(ドコモがその債権を第三者に譲渡した債務を含みます)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとドコモが判断したとき。
  - (4) 申込者が第5章の定め違反するおそれがあるとドコモが判断したとき。
  - (5) 申込者が第31条の定め違反するおそれがあるとドコモが判断したとき。
  - (6) ドコモが技術上又は業務の遂行上支障があると判断したとき
  - (7) 申込者が過去にドコモから本サービスの提供を停止され、又は利用契約を解除されたことがあるとき。
  - (8) その他ドコモが不相当と判断したとき。
2. ドコモが前条第1項に基づく利用契約の申込みを承諾し、その旨をドコモ所定の方法により申込者に通知した時点で、当該申込者とドコモとの間で利用契約が成立するものとします。

### (変更の届出)

- 第7条 本契約者は、氏名、商号、住所、電話番号、電子メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があった場合は、すみやかにその旨を別途ドコモが定める方法によりドコモに届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないとき(届出後、ドコモがその変更内容を確認できるまでの間を含みます)は、本規約に定めるドコモからの通知については、ドコモが届出を受けている氏名、商号、住所、電子メールアドレス等への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
2. ドコモは、前項の届出があったときは、本契約者に対し、その届出に係る変更の事実を証明する書類の提示又は提出を求めることができるものとし、この場合、本契約者はこれに応じるものとします。
  3. ドコモは、第1項に基づく届出の内容について、承認した場合、その旨の通知を発するものとし、当該通知が行われた時点で変更の届け出が完了するものとします。

### (本契約者への通知)

- 第8条 ドコモは、本規約で別に定める場合を除き、本契約者に対して行う各種通知を、本契約者から届出

を受けている電子メールアドレス宛てに電子メール又は、d アカウントによる認証後に表示する管理画面への掲出により通知するものとします。

2. 前項に基づきドコモから本契約者への通知が電子メールにより行われる場合は、当該電子メールの送信がなされた時点で通知の効力を生じるものとします。なお、ドコモから通知された電子メールの内容がデータ化け等により読み取ることができない場合は、本契約者は直ちにドコモにその旨を連絡し、その内容を確認するものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第9条 本契約者は、本規約に基づき、ドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

(利用契約上の地位の法定承継)

第10条 本契約者の合併又は会社分割等法定の原因に基づき本契約者の利用契約上の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、ドコモに対し、すみやかに、承継の原因となった事実を証明する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

(利用料金)

第11条 本サービスの利用の対価（以下「利用料金」といいます）は、基本利用料、オプション機能利用料及びサポートプラン利用料（それぞれ初期費用及び月額費用から構成されます）から構成されるものとし、それぞれ次の各号に定める金額とします。

(1)基本利用料(税別)

	初期費用	月額費用		
		基本料金 (年額(年間プランの場合))	無料利用回数	従量料金 単価
メインエージェント(音声)従量プラン	3,000円	70,000円/月	30,000回/月	0.8円/回
メインエージェント(テキスト)従量プラン	3,000円	50,000円/月	30,000回/月	0.1円/回
メインエージェント(音声)年間プランS	3,000円	110,000円/月 (1,320,000円/年)	100,000回/月	—
メインエージェント(音声)年間プランM	3,000円	360,000円/月 (4,320,000円/年)	500,000回/月	—
メインエージェント(音声)年間プランL	3,000円	1,140,000円/月 (13,680,000円/年)	2,000,000回/月	—
メインエージェント(テキスト)年間プランM	3,000円	80,000円/月 (960,000円/年)	500,000回/月	—
メインエージェント(テキスト)年間プランL	3,000円	170,000円/月 (2,040,000円/年)	2,000,000回/月	—

- ① メインエージェント(音声)従量プラン:第4条第1号に定める基本機能のうち①乃至③について情報配信装置とサービスセンタとの間の送受信方法として音声及びテキストのうち本契約者が選択した方法によることができます。初期費用及び月額費用をお支払いいただく必要があります。月額費用については、情報配信装置とサービスセンタの間の情報の送受信1往復(以下、当該情報の送受信1往復を「対話」といい、対話の算定方法の詳細は別途サービスガイドラインに定めるものとします)を1回として、当該回数が無料利用回数として定められた回数を超過した場合、基本料金に加えて従量料金単価として定めた単価に、超過した対話の回数を乗じた金額が従量料金として月額費用に加算されるものとします。
- ② メインエージェント(テキスト)従量プラン:第4条第1号に定める基本機能のうち①乃至③について情報配信装置とサービスセンタとの間の送受信方法がテキストに限られます。初期費用及び

月額費用をお支払いいただく必要があります。月額費用については、対話の回数が無料利用回数として定められた回数を超過した場合、基本料金に加えて従量料金単価として定めた単価に、超過した対話の回数を乗じた金額が従量料金として月額費用に加算されるものとします。

- ③ メインエージェント(音声)年間プラン: 第4条第1号に定める基本機能のうち①乃至③について情報配信装置とサービスセンタとの間の送受信方法として音声及びテキストのうち本契約者が選択した方法によることができます。本サービスを利用開始した月から起算して12か月間(本サービスを利用開始した月を含むものとし、以下「契約期間」といいます)継続してご利用していただく必要があります。初期費用及び月額費用をお支払いいただく必要があります。対話の回数にかかる無料利用回数に応じてS/M/Lいずれかのプランから選択することができます。この場合、情報配信装置とサービスセンタの間の対話1往復を1回として、無料利用回数として定められた回数をひと月あたりの利用上限として、提供されるものとします。
- ④ メインエージェント(テキスト)年間プラン: 第4条第1号に定める基本機能のうち①乃至③について情報配信装置とサービスセンタとの間の送受信方法がテキストに限られます。契約期間中継続してご利用していただく必要があります。初期費用及び月額費用をお支払いいただく必要があります。対話の回数にかかる無料利用回数に応じてM/Lいずれかのプランから選択することができます。この場合、情報配信装置とサービスセンタの間の対話1往復を1回として、無料利用回数として定められた回数をひと月あたりの利用上限として、提供されるものとします。

(2)オプション機能利用料(税別)

基本利用料に追加して加算される利用料です。

	初期費用	月額費用
個社 UDS	10,000 円	—

			初期費用	備考
音声制御ライブラリ	同時接続デバイス数	10 台ごと	30,000 円	台数ごとの単金の組合せにて算出 <例> 2000 台…5 万円×2=10 万円 2010 台…10 万円+3 万円=13 万円 7000 台…30 万円 (1 万台ごと) 90 万台…200 万円×9=1800 万円
		1,000 台ごと	50,000 円	
		10,000 台ごと	300,000 円	
		100,000 台ごと	2,000,000 円	
		100,001 台以上	別途	

音声制御ライブラリの同時接続デバイス数に応じた初期費用は、上記表の台数ごとの単金の組合せで、最も安価となる計算方法により算出するものとします。(上記表の備考欄参照)

音声制御ライブラリについて当初申し込みを行った際の同時接続デバイス数の制限を超過することとなる場合、本契約者はドコモが別途定めるところに従い、超過が見込まれるデバイス数を対象としてオプション利用契約を結び直し、初期費用を支払うものとします。

(3)サポートプラン利用料(税別)

有償サポート	月額費用
有償サポート(スタンダード)	30,000 円

FAQ チャットボット 導入サポート	費用			
	100 問以下	150 問以下	200 問以下	201 問以上
レギュラープラン	400,000 円	500,000 円	700,000 円	別途
アドバンスプラン	700,000 円	900,000 円	1,100,000 円	別途

FAQ チャットボット 随時メンテナンス	費用
レポートプラン	90,000 円
メンテナンスプラン	320,000 円

2. ドコモは、次の各号に定める期日まで利用料金に関する請求書を本契約者に交付するものとし、本契約者は、利用料金を、当該利用料金に加算される消費税(地方消費税を含みます)相当額とともに、当該請求書の交付日から45日(本条に基づきドコモが交付する請求書の交付日から45日目を以下「支払期日」といいます)以内にドコモが指定する金融機関の口座に振り込む方法によって支払うものとし、ただし、初期費用については、本サービスの利用開始月にかかる月額費用が発生しない場合には、初回に月額費用が発生する月の月額費用と合算して請求するものとし、
  - (1) 初期費用: 本サービスの利用開始月の翌月末日
  - (2) 月額費用: 本サービスを利用した月の翌月末日(毎月)
3. 月額費用は、第28条第2項による場合を除き、日割りはしません。
4. 第1項第1号に定めた基本利用料の料金プランのうち、メインエージェント(音声)従量プラン及びメインエージェント(テキスト)従量プランについては、本サービスの利用開始月の基本料金は無料とします。
5. ドコモは、本契約者が第1項第1号に定めた基本利用料の料金プランのうち、メインエージェント(音声)年間プラン及びメインエージェント(テキスト)年間プランの月額費用について一括前払いを希望した場合、第2項の定めに係わらず本サービスの利用開始月の翌月末日までに契約期間相当分の月額費用全額を請求するものとし、この場合、本契約者は、利用料金を、当該利用料金に加算される消費税(地方消費税を含みます)相当額とともに、支払期日までにドコモが指定する金融機関の口座に振り込む方法によって支払うものとし、
6. 第1項第1号に定めた基本利用料の料金プランのうち、メインエージェント(音声)年間プラン及びメインエージェント(テキスト)年間プランの契約期間満了前に利用契約が終了し、契約期間相当分の月額費用のうち、未払いの月額費用(以下「残余費用」といいます)がある場合、ドコモは残余費用の支払いを本契約者に請求するものとし、この場合、ドコモは利用契約が終了した月の翌月20日までに残余費用に関する請求書を本契約者に交付するものとし、本契約者は、残余費用を、当該残余費用に加算される消費税(地方消費税を含みます)相当額とともに、支払期日までにドコモが指定する金融機関の口座に振り込む方法によって支払うものとし、

#### (延滞利息)

第12条 本契約者は、利用料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年(常に365日として計算するものとし、)当たり、14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、ドコモが指定する期日までに支払うものとし、ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合にはこの限りではありません。

#### (本契約者が行う利用契約の解約)

第13条 本契約者は、ドコモ所定の管理画面からの解約申込又は解約申込書をドコモに提出することにより、利用契約を解約できるものとし、この場合、利用契約は、解約申込の完了又は解約申込書のドコモへの到達をもって終了するものとし、

#### (ドコモが行う利用契約の解除)

第14条 ドコモは、本契約者(再許諾先を含むものとし、)が本規約の定めの一にでも違反した場合、又は第17条第1項により本サービスの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めて本契約者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内にその違反が是正されないときは、当該期間の経過をもって当然に利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第27条に基づき本契約者に請求することができるものとし、

2. ドコモは、本契約者(再許諾先を含むものとし、)が次の各号の一に該当するとドコモが判断した場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第27条に基づき本契約者に請求することができるものとし、
  - (1) 本規約の定めにより違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき。
  - (2) 本規約の定めにより違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、事後本契約者(再許諾先を含むものとし、)において違反を是正してもなお本サービスを提供することが困難であるとき。

- (3) 第 5 章の定めに違反したとき。
- (4) ドコモへの届出内容が事実と反していることが判明したとき。
- (5) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (6) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- (7) 監督官庁から営業停止又は許可取消し等の処分を受けたとき。
- (8) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (9) ドコモ又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害したとき。
- (10) ドコモ又は第三者の信用又は名誉を毀損したとき。
- (11) 詐欺、その他の犯罪行為を行ったとき。
- (12) 利用サービスを通じてウィルス・プログラムその他の有害プログラム等をサービス利用者その他の第三者に送信したとき。
- (13) ドコモ又は第三者の機器、設備等(サービスセンタを含みます)の利用又は運営に支障を及ぼしたとき。
- (14) 本サービスの運営を妨げ、又は支障を及ぼしたとき。
- (15) ドコモに重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- (16) その他利用契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

### 第 3 章 本サービスの再許諾

#### (再許諾)

- 第 15 条 本契約者は、第 5 条第 2 項に基づき、再許諾先の名においてサービス利用者に対して利用サービスを提供することを許諾する目的に限り、再許諾先に本サービスを利用させることができるものとします。ただし、本契約者は、再許諾先が本規約遵守のための体制等を整備していることを総合的に判断し、予めドコモの書面による承諾を得たうえで、再許諾先を決定するものとし、利用契約に基づく本契約者の義務と同等の義務を再許諾先に負わせ、再許諾先において義務違反のないよう管理監督するものとします。なお、ドコモは、再許諾先の行為を全て本契約者の行為とみなし、本契約者に対し、利用契約上の責任を問うことができるものとします。
2. 本契約者は、前項に基づき再許諾先に本サービスを利用させることにつきドコモに承諾を求めるに際し、又はドコモから要請があった場合はすみやかに、再許諾先の企業情報及び本サービスの利用の態様等、ドコモが別途指定する事項について報告するものとします。
  3. 本契約者は、第 16 条第 2 項及び第 17 条第 3 項に定める通知を、自らの責任をもって再許諾先へ通知するものとします。
  4. ドコモは、再許諾先における本サービスの利用に関し、再許諾先に対していかなる責任も負わず、本契約者は、本サービスの利用に関して再許諾先その他の第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合は、本契約者が自らの費用と責任で解決するものとし、ドコモを免責せしめるものとします。
  5. 本条の定めにかかわらず、本契約者は、第 29 条に定める秘密情報を、ドコモの事前の書面による承諾を得ずに、再許諾先へ開示しないものとします。

### 第 4 章 本サービスの提供中断及び提供停止等

#### (本サービスの提供中断)

- 第 16 条 ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
- (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなったとき。
  - (2) サービスセンタその他のドコモの機器・設備等の保守又は工事を実施する必要があるとき。
  - (3) サービスセンタその他のドコモの機器・設備等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じた

- とき。
- (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - (5) ドコモの運用上又は技術上、ドコモが本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があると判断したとき。
2. ドコモは、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を中断する場合は、予めその旨を本契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  3. 第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を中断したことにより、本契約者に何らかの損害が生じた場合であっても、ドコモは一切その責任を負いません。

(本サービスの提供停止)

第17条 ドコモは、本契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) 本契約者が接続マニュアルに定める接続条件をみたさないとき。
  - (2) 支払期日を経過してもなお利用料金その他のドコモに対する債務を支払わないとき(ドコモがその支払の事実を確認できないときを含みます)、第5章又は第32条の定め違反したとき、その他本契約者が本規約の定めいずれかに違反したとき。
  - (3) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき。
2. 前項の定めにかかわらず、ドコモは、本契約者に対し、同項の措置に替えて又は前項の措置とともに10日程度の相当期間を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができるものとします。ただし、この措置は、ドコモが第14条に基づき利用契約を解除することを妨げるものではないものとします。
  3. ドコモは、第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を停止する場合は、予めその旨を本契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  4. 第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を停止したことにより、本契約者に何らかの損害が生じた場合であっても、ドコモは一切その責任を負いません。

(本サービスの廃止)

第18条 ドコモは、ドコモの都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該廃止の時点をもって利用契約も当然に終了するものとします。

2. ドコモは、前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本契約者に対し、廃止する日の60日前までに書面によりその旨を通知します。
3. 第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより、本契約者に何らかの損害が生じた場合であっても、ドコモは一切その責任を負いません。

## 第5章 本契約者の義務

(利用サービスの保証)

第19条 本契約者は、利用サービスの名称及び内容について、次の各号に掲げる事項を保証するものとします。

- (1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権その他の権利若しくは利益を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと、又はそのおそれがないこと。
  - (2) 犯罪を構成し若しくは犯罪を助長するものでないこと、又はそのおそれがないこと。
  - (3) 公序良俗に反しないこと、又はそのおそれがないこと。
  - (4) ドコモ若しくは第三者の電気通信設備(サービスセンタを含みます)の利用若しくは運用に支障を与えないこと、又はそのおそれがないこと。
  - (5) 法令等に違反しないこと、又はそのおそれがないこと。
2. 利用サービスに関して、ドコモがサービス利用者又はその他の第三者との紛争等により損害を被った場合は、本契約者はその一切の損害を第27条に基づき賠償するものとします。

(個人情報等の取扱い)

- 第20条 本契約者は、利用サービスを提供するにあたっては、第4条第1号⑥に定めるログデータを取得・利用することについて、当該利用目的及び利用範囲を明らかにしたうえで、サービス利用者から事前の同意を得る、通知する又は公表する等、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)を遵守し、現利用者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当と認められる措置を講じるものとします。
2. 本契約者は、前項に定めるほか、利用サービスを通じて取得した個人情報、位置情報その他サービス利用者に関する情報については、個人情報保護法を遵守するほか、サービス利用者又は現利用者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当な措置を講じるものとします。
  3. ログデータを利用する本契約者は、当該ログデータが個人情報保護法第2条に定める個人データに該当する場合には、ドコモが別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>(当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。)に掲げる目的利用するため、ログデータを個人データとしてドコモに提供する場合があることについて、サービスガイドラインの定めに従い、サービス利用者の事前の同意を得るものとします。

(広告等)

- 第21条 本契約者は、利用サービスに関する広告・宣伝等を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。
- (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。
  - (2) 虚偽、誇大な表現などによりサービス利用者へ誤認を与えるおそれのある表示をしないこと。
  - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
  - (4) サービス利用者に対し、あたかもドコモが利用サービスを提供し、若しくは保証しているかのような誤認を与えるおそれのある表示をしないこと。

(苦情対応等)

- 第22条 本契約者、再許諾先又はドコモが利用サービスに関してサービス利用者その他の第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合は、本契約者又は再許諾先が自らの費用と責任でこれに対応し、解決するものとし、ドコモを免責せしめるものとします。
2. 前項の苦情、問合せ又は紛争等に起因してドコモに損害が発生した場合、ドコモは本契約者に対し、当該損害の賠償を第27条に基づき請求することができるものとします。
  3. 本契約者は、利用サービスに関して苦情、問合せ等の対応その他のための連絡窓口を設置してサービス利用者へ周知又は通知し又は再許諾先をして当該措置を行わせなければならないものとします。
  4. 本契約者は、ドコモがサービス利用者その他の第三者から利用サービスに関して苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合、ドコモが当該第三者に対して本契約者の連絡窓口を案内することについて、予め同意するものとします。
  5. 本契約者は、第三者が提供するコンテンツ等のサービス(以下「第三者サービス」といいます)を本サービスに接続して利用するときは、自己の責任と費用負担において実施するものとします。また、第三者サービスの利用により本サービスの利用に支障等が生じた場合は、本契約者と当該第三者との間で協議・解決するものとし、ドコモを免責せしめるものとします。

## 第6章 雑則

(商標等の使用許諾)

- 第23条 本契約者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、ドコモの事前の書面による承諾がない限り、ドコモの商標、標章、ロゴマーク等(以下「商標等」といいます)を使用してはならないものとします。

(残存効)

- 第24条 利用契約が解約・解除等により終了した場合でも、第9条(権利義務の譲渡禁止)、第12条(延滞

利息)、第 16 条(本サービスの提供中断)第 3 項、第 17 条(本サービスの提供停止)第 4 項、第 18 条(本サービスの廃止)第 3 項、第 19 条(利用サービスの保証)第 2 項、第 22 条(苦情対応等)、第 25 条(非保証)、第 26 条(権利の帰属)から第 29 条(秘密保持)まで、第 30 条(秘密書類の保管及び複製等の禁止)第 3 項、第 33 条(準拠法)、第 34 条(合意管轄)及び本条の定めは引き続き効力を有するものとします。

(非保証)

第25条 ドコモは、本契約者(再許諾先を含み、以下本項において同じとします。)に対し、以下の各号に掲げる事項について、何らの保証もしないものとします。

- (1) サービスガイドライン及びサービスセンタを含む本サービスの提供にかかる電気通信設備等について、瑕疵がないこと。
  - (2) 本サービスが、本契約者が意図する使用目的又は用途に合致していること。
  - (3) 本契約者における本サービスの利用が、第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害していないこと、又は本サービスの利用に第三者の許諾を必要としないこと。
  - (4) 本サービスが、本契約者に対して常時提供可能であること。
2. ドコモは、前項に定める事項のほか、本サービス及びエキスパートエージェント提供者が提供するエキスパートエージェントについて、それらの内容の真偽、正確性、有用性、即時性、信ぴょう性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと、特定目的適合性、その他本サービス及びエキスパートエージェントを利用したこと若しくは利用できなかったこと及びその結果等について一切保証しないものとします。
3. 前各項に関して本契約者又は再許諾先が何らかの損害を被った場合であっても、ドコモは一切その責任を負わないものとします。

(権利の帰属)

第26条 サービスガイドラインその他利用契約を通じて本契約者に提供される情報等に係る著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ等の一切の権利はドコモ又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、本契約者に対し何らの権利の移転を伴うものではなく、また、本契約者に対し本サービスの利用に必要な範囲を超えてこれらの情報等の使用又は利用を認めるものではありません。

(本契約者が負う賠償責任)

第27条 本契約者は、本規約の違反その他本サービスの利用に関連してドコモに損害を及ぼした場合、ドコモに対しその損害(合理的な弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

(ドコモが負う賠償責任)

第28条 ドコモは、本サービスを提供すべき場合において、ドコモの責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることをドコモが認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、本契約者に生じた損害を賠償します。

2. 前項の場合において、ドコモは、本サービスが全く利用できない状態にあることをドコモが認知した時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、第11条第1項第1号に定める基本料金のうちその日数に対応する基本料金相当額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 第1項に定める場合以外の場合において、ドコモが本契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、ドコモが本契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害(逸失利益を除きます)に限られるものとし、かつ、第11条第1項第1号に定める1か月分の基本料金相当額を上限とします。
4. ドコモの故意又は重大な過失により本契約者に損害を与えた場合は、前三項の定めは適用しません。

(秘密保持)

第29条 本契約者は、ドコモの事前の書面による承諾なくして、利用契約を通じてドコモから口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどのドコモの技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報(以下「秘密情報」といいます)を利用契約の目的以外の目的に

使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本契約者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
  - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に保有していた情報
  - (3) 開示され又は知得した後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報
  - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
  - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、本契約者は、秘密情報のうちドコモから本サービスの提供を通じて開示された情報、及びサービスガイドラインの内容並びにそれらに付帯する情報等に関しては、利用サービスの提供及び開発のために必要最小限の範囲に限り、当該利用サービスの提供及び開発に関する業務を委託する自己の委託先に開示することができるものとします。
4. 本契約者が法人その他の団体の場合において、本契約者が、自己の役職員に秘密情報を開示するときは、当該役職員(退職又は退任後も含みます)が当該義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
5. 本契約者が本条の定めに基づき第三者にドコモの秘密情報を開示する場合は、当該第三者に本規約に定める自己の義務と同等以上の義務を課すものとします。なお、この場合において、当該第三者が当該義務に違反し、ドコモに損害を与えたときは、本契約者は自らの故意・過失の有無にかかわらず、ドコモが被った一切の損害を賠償するものとします。

#### (秘密書類の保管及び複製等の禁止)

- 第30条 本契約者は、秘密情報に関する全ての文書並びにその他の媒体(電磁的に記録されたものを含み、以下、「秘密書類」といいます)を他の資料又は物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
2. 本契約者は、事前にドコモの書面による承諾がない限り、秘密書類の全部又は一部を複製し、又は改変(以下「複製等」といいます)することはできないものとします。なお、事前の書面承諾を得て複製等を行った秘密情報についても秘密書類に含まれるものとします。
  3. 本契約者は、利用契約が終了し、又は利用契約の有効期間中にドコモから要求を受けたときは、すみやかにドコモの指示に従い、秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

#### (反社会的勢力の排除)

- 第31条 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- (1) 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます)であること。
  - (2) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてドコモの信用を毀損し、又はドコモの業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 本契約者は、本サービスを利用し、利用サービスを提供するにあたり業務を委託する契約、原材料等を購入する契約その他利用サービスに関連する契約(以下総称して「関連契約」といいます)の相手方(以下「委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含みます)又は再許諾先が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除、再許諾先による利用サービスの提供に関する承諾の撤回その他の必要な措置を取るものとします。
- (1) 委託先事業者又は再許諾先が第1項各号に該当することが判明したとき
  - (2) 委託先事業者又は再許諾先が自ら又は第三者を利用して、第2項各号に掲げる行為をしたとき

(法令等の遵守)

第32条 本契約者は本規約の定めに従うほか、監督官庁の指示・指導、関係法令等を遵守するものとします。

(準拠法)

第33条 利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(合意管轄)

第34条 利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則(2019年4月18日)

本規約は2019年4月18日から実施します。

附則(2019年10月24日)

本改定規約は2019年12月19日から実施します。

以上